

平成 27 年第 3 回定例会 行財政改革・地方分権特別委員会

平成 27 年 10 月 5 日

亀井委員

それでは、今日は基本的なところを何点か確認させていただきたいなど、そのように思います。

まず、行財政改革・地方分権特別委員会資料、総務局の 1 ページ、本庁機関の再編についてです。先ほどから再編の主な内容についての御質問は、他党派の方々からも質問されていたので、もしかしたら重複してしまうかもしれませんが、再度ということでもよろしくをお願いします。

まず、再編の主な内容のアのところ、スポーツ行政の一元的推進組織の設置というところで、スポーツ施策について取り組むべき分野が従来よりも多岐にわたってきていると。多岐にわたってきているから、スポーツ局（仮称）を設置するんですよと書いていますが、分野が従来よりも多岐にわたってきているとはどういうことですか。

人事課長

スポーツ行政ですけれども、例えば、パラスポーツ推進といったようなことが始まってきているわけで、パラスポーツといいますと、障害者のスポーツだけではなくて、全ての人が自分の身体機能を使ってスポーツをやっていくというようなことであったりですとか、あと、全庁で連携して取り組んでいくことで一体的に推進できるようなことというのが、それぞれ出てくるというような意味合いです。

亀井委員

それは、今現在の組織ではできないということですか。

人事課長

障害者スポーツにつきましては、今までの視点は、保健福祉局でやっているときというのは、社会参加であったりだとか、リハビリテーションであったりだとかいう視点が強かったというふうに思います。それが、スポーツ局というのができることによって、いろいろな視点で連携をして取組が進むというふうな解釈です。

亀井委員

こういう委員会の場でも、要するに縦割りの行政に我々の要望としては横串を刺していくんですよ。保健福祉局ですと、例えばリハとか社会参加だけなんだけれども、スポーツ局ができると、いろんな幅広い分野にまたがってできます。それだったら、横串を刺しているんなところと連携してやればいいんじゃないんですか。

人事課長

今まで、競技スポーツという部分につきましては教育委員会の方で、教育部局の方で中心にやってきたわけですからけれども、やはりこれからそういったスポーツ大会も地域振興ですとか、そういった側面というのも一緒にやっていくということで、そういった効果も出てきますので、やはりそれぞれでやっているというよりは、そういったところに集約をしてやっていくことで更にいろいろ

な効果が見込まれるというふうに思っております。

亀井委員

これ以上の質問はしない、同じような質問の繰り返しになってしまいますので。是非、今おっしゃっていただいたような新しい展開、素晴らしい展開ができるということを私も期待していますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどの質問、他会派の方の関連質問で、このスポーツ局を特出しするのは、オリンピック・パラリンピックの準備に集中するためなんですというふうな話、これはヘルスケアのところと対比して話をされたと思うんですが、それとちょっと前の質問で、オリパラだけじゃなくて他のスポーツの関心も様々あるんで、そういうことも取り入れながらということで、ですからオリパラだけじゃないんですよ。ですから、オリパラ局じゃないんですよというふうな答弁だったと思うんです。今考えられるこのスポーツ局の中のオリンピック・パラリンピックの割合と、その他の割合は何対何ぐらいを想定しているんですか。

人事課長

現時点でオリパラ関係とその他というのは、ちょっと割合ははっきり数字で示すということが難しい部分はあるんですけども、イベント的な要素でいきますと、オリンピック・パラリンピック以外にもラグビーのワールドカップですとか、ねりんピックですとか、そういったものもありますし、そういったイベント的なものにつきましては開催年度が近づくにつれて業務量が大きくなっていくというふうに思っています。大会前というのは結構比重が大きくなると思いますけれども、それとともに、それに向けたアスリートの育成だとかそういったものも出てきますので、ちょっと、すみません、数字で何対何というのは申し上げられなくて申し訳ありませんけれども、それは大会に近づくにつれてその比率も少し変わってくるのかなというふうには思います。

亀井委員

そうすると要するに、さっき2020年を越えた後は、要するに少し縮小するという話をされましたよね。だから、オリンピック・パラリンピックが終わって、そういう大きなイベントが終われば、それは縮小せざるを得ないなとも思うんですけども。その縮小の仕方というのは、じゃ、今は詳細に分からないという感じですかね。

人事課長

委員おっしゃるとおりで、全く現時点では、終了した後どういう形でその組織を存続させるかというのは未定ですけども、その時点で他の局がやっている事業ですとか、どういう切り口、どういう視点でスポーツ行政というのを捉えていくのがいいかというのを、そのときに考えるということになるかと思えます。

亀井委員

ちょっと視点を変えて、最後に質問になりますけれども、この集約という話で、先ほども施設の集約というのが出ていました。具体的な場所としては体育センターとか、あとは武道館とか保土ヶ谷球場という話なんですけれども。これ確認の意味で、今非常に課題が多いと言われる環境面でも財政的な面でも課

題はあると思っているんですが、伊勢原射撃場は、これはスポーツ局ということで考えていますか。

人事課長

そうですね。基本的には、スポーツ施設については原則としてはスポーツ局の方というふうには考えていますけれども、やはりそれぞれの施設、いろいろ課題がありまして、再編ですとか指定管理ですとかいろいろな問題がありますので、それを一つ一つ教育局なり所管局と調整をしていくということになるかと思います。

亀井委員

詳細は今後詰めるというふうな先ほども答弁があったので、是非その推移を見守っていききたいと。何を前提に詰めるんですかみたいな話になっちゃうと、またちょっと細部に入っていきますので、今日はやめておきます。

次なんですけれども、ヘルスケア・ニューフロンティアの推進体制の見直しということが書かれております。ここに書いてあるのは、知事をトップとする推進本部を整備するとともに、政策局内に全庁的な調整、これが一つですね。未成熟な課題、二つ目。三つ目が国際的な課題。この三つに取り組む組織を設置しますよという話なんですけれども、私、これを読んだときに、正に今のヘルスケア・ニューフロンティア推進局が正にこれをやっているんじゃないかなと思うんですけれども、何が違うんですか。何が実際違ってくるのか、同じじゃないかと思うんですね。全部網羅していると。

人事課長

今ある体制と、今回つくろうとしている体制の違いといいますか、なぜ見直しをするのかということにつながる部分かというふうには思いますけれども。そもそも平成26年度当初にこの組織をつくったときというのが、国家戦略特区の動向もまだ分からない状況の中で、ヘルスケア推進局に移管になる事業の内容ですとか、他局との役割分担だとかというのが未熟なままに、ただスピードをもって進めていかなきゃいけないというところで、臨時的につくった組織というところがございました。

これは規則に基づく特別な機関という位置付けにしておりましたので、やはり事業がそれぞれ具体化してきた中では、もう臨時的な組織という形ではなくて、きちんと条例の中に位置付けてやっていこうというようなところでございます。

その条例に位置付ける方法として、ヘルスケア局のような形で1局にして、そこへ全部業務内容を集約するのか、あるいは各局でそれぞれやっている事業を今までの取組の関連性の中でそれぞれやってもらい、それをヘッドクォーターみたいな形でやっていくかという中で、後者を選んだという形ですので、実際に未熟な課題ですとか国際的な課題に取り組むということは、これまでと変わらないんですけれども、あとは他局との役割分担の中で、ちょっと先ほどの答弁とも重なる部分もありますけれども、ヘルスケア局の方でその未熟な課題を受け取って、それを事業化に向けて取り組んで、それが事業化したとなれば、それぞれの局の方に移管していくというような役割分担もできた中で、さらにヘッドクォーターとして推進していくという体制を整えたということでございます。

ます。

亀井委員

今の御答弁のとおりがヘルスケア・ニューフロンティア推進局の仕事だと思っていたんですね。というのは、ヘルスケアの皆さんと話をして、要するに全庁的な調整をしているスタンスで話しているし、未成熟な課題に対して、要するにまだ結果が出ていないんですと、要は。これは未成熟の部分で我々はそのまま取り組んでいて、まだ未成熟のままだから結果なんか出ていませんという答弁だし、さらには、知事が海外へ行って協定を結んできて、結んだまま終わりかどうか分からないけれども、まだ未成熟な部分になっちゃうんでしょうけれども。そういう部分もあってね。正に今やっているところがヘッドクォーター的な存在だし、さっきも言っていましたけれども知事の肝煎りでやって、それもスピード感を持ってやらなきゃいけないから規則でつくったという。何かちょっとピンと来ないというか、もうちょっと明瞭な説明がどうしても必要になってくると思うんですね。

ですから、これ以上質問しても時間がなくなっちゃうので、今あるヘルスケア・ニューフロンティア局よりも、要するに推進本部になることによってこうなるんだと、明らかにここがこう違うんだということを是非説明してもらいたいと思うんです。

ごめんなさい。各論の中で先ほどもちょっと出たんですけれども、今の体制が変わると人数的に結構、局の方々が結構多いから、人数、あとは予算、この二つはどうなるんですか。

人事課長

ヘルスケア・ニューフロンティア局は、当初平成25年度は特区をやっていた人を中心に11名から始まって、33名、48名というふうに増えてきていますけれども、今後はやはり様々な取組が進む中では、人数の増大というのも見込まれるのかなと思います。あと予算につきましても、ちょっと私の方では今後の予算の部分までは承知していない部分がありますけれども、それは事業の取組が具体化していくにつれて変わっていくんだろうというふうには思っていますけれども。すみません、私の方ではちょっと具体的に数字は、今のところは未定ということで。

組織人材部長

今の組織、予算の話ではないんですけれども、ちょっと推進体制全体の考え方なんですけれども。正に亀井委員おっしゃるとおり、これまでの取組を継続していきたいと、より強化して取り組んでいきたいということをやろうとしているのが、今、案として出しているものでございます。

繰り返しになりますけれども、平成26年度、推進局を設置した際には未成熟な課題が多くて、各局との役割分担も流動的な面があるということで、規則設置ということで臨時的な組織として設置したわけです。この間1年6箇月取組をやってきた中で、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組というのはいくら強化して取り組んでいかなければいけない。そうしたときに、臨時的な組織ではなくて、きちっと位置付けた組織としてやっていこうと。そのときに、どういう形がいいのか。今各局でそれぞれ具体の事業も進んでおります。それを1局

に集めて集中してやった方がいいのか。そうではなくて、今各局でそれぞれ事業展開しているものは各局で、その他の施策と併せて事業展開していただいて、正にヘルスケア・ニューフロンティアの今の推進局の仕事というのは、これまでどおり継続的に未成熟な課題を担って、それと、あと全庁調整の機能を明確にしていくということで、新たに知事をトップとする推進本部というものをつくってほしい。これは各局連携した会議体というものですけれども、それをつくってほしい。それも含めて、推進本部の事務局的功能も今の推進局で担ってもらいたい。そういうことで、連携をより強化して取り組んでいきたい、ということでございます。

亀井委員

是非、県民に分かりやすい説明を含めて、そういう体制を構築していただくことを要望したいと思います。

次ですけれども、最後のところで戦略的広報の推進体制の強化ということなんですが、この戦略的広報を推進するために、政策局に広報部門を移管して体制強化をするんだよという話ですよ。これは、広報県民課と二つに分かれているのを一つにするわけなんですけれども、どちらかというとは私は二つに分かれている方が、より、要するに仕事もコンパクトだし、それぞれの専門性もあり、お互いに意思疎通ができればそちらの方がいい広報ができるような感覚もするんですけれども、そうではなくて、やっぱり一元化した方がいいんだということなんですが、それはなぜですか。

人事課長

今も広報県民課と知事室で連携をとりながらやっているわけなんですけれども、例えば、テレビ・ラジオなどは広報県民課でやっていたりするわけなんですけれども、県の政策を県民の皆さんにお知らせするときに、どういうふうに戦略的にやっていこうかということがやはり重要でありますし、また政策局、今知事室ですけれども、そこであれば全庁的な情報が入ってくる場所ではありますので、やはり全庁的な視点で広報をどういうふうにやっていくかという意味合いにおいて、集約することによってより効率的に広報ができるというふうに考えております。

亀井委員

これも先ほどの議論と同じで、知事室に全庁的な情報が入るのなら、知事室とどう連携するかという、やっぱり横串の部分ですよ。それができれば、要するに広報県民課と知事室がしっかりと連携して、それこそ2倍の力じゃないけれども、それだけ人数も、今のところは確保できているし、専門性もあるし、そちらの方が私としてはいいような感じもしないでもないんです。でも、今の発言だと、要するに全庁的なことと、情報の入り方が違うんだということなので、そうなのかもしれないんですが。

でも、これだけじゃなくて、例えば他のことでもお互いに連携してやらなきゃいけないことがあるのに、それができないから、もっと効率がいいからといってどんどんまた新しい課を設置するとか、新しい局をつくるかということになったら、何か本末転倒だなという感じもするんですけれども、その辺はどうですか。

人事課長

やはり、効率的に行政の執行体制を整えていくという中で、集約することでより効率的、あるいは効果的な行政ができる場合と、あと、似たような業務であってもそれぞれの所管のところで、それ以外の課が持っている仕事と一緒にやった方が、一体的にやった方が効果的なものというのがありますので、それはどちらでどういう形をとった方がより効果的なのかという視点で考えていくのかなというふうに思っています。

ですので、それぞれの所管課のところでやりながら連携をとる体制と、あとは今回のように集約してやった方がもっと効率的・効果的にできるだろうといった部分とが、おのずから出てくるのかなというふうには思っております。

亀井委員

最後の質問なんですけれども、今回そういうことになった上で、そうすると具体的に広報の中身とか内容とか、何が充実されるのか。

人事課長

例えば、県のたよりですとかホームページですとかということで、情報発信をしていますけれども、そういったことも含めて、例えば県が何かを伝えたいといったときに、どういうメディアを選ぶのかとか、どういうタイミングで、どういう媒体を使って発信していくのが一番効果的かということを一体的に考えて、選択しながら戦略的に情報が発信できるというふうに考えています。

亀井委員

今まで聞いてきましたけれども、まだすっきりしないというか、しっかり腹に落ちないですね、説明が。よりもうちょっと具体的に分かりやすい説明を是非、県民の皆さんに分かるようお願いしたいなと思います。

次の質問ですけれども、質問を変えまして、財政的なところなんです。県債発行額及び県債年度末残高の推移がありますが、頂いた資料の中で、先ほどの御説明だと平成35年度までに減少させるんですよというふうな話がありました。何をどう減少させるんでしょうか。

資金・公営事業組合担当課長

平成35年度までには県債の残高を減少させるということです。

亀井委員

県債の中には臨財債を含めた全体のトータルの県債もあるし、臨財債もあるし、臨財債以外に地方債と言われている部分もあるんですけれども。これのトータルを減らすということでもいいんですか。

資金・公営事業組合担当課長

そのとおりでございます。

亀井委員

そうすると、臨財債を除いた部分も減らしていくんですね、もちろん。

資金・公営事業組合担当課長

そのとおりでございます。

亀井委員

先ほどの話じゃないんですけれども、これからオリンピック・パラリンピックがあり、今現在も老朽化して耐震化しなきゃいけないインフラがあって、さら

に新しいインフラを建てていかなければいけないというときに、この地方債の部分を一方的に減らすということは、要するに世代間をまたがった上で利用するインフラをつくるということ、また逆行するようなイメージがあるんですけども、その辺は大丈夫ですか。

資金・公営事業組合担当課長

その時々々の財政状況によって県債の発行額を考えていかなければいけないと考えております。当然、現在高を減らしていくには臨財債を含めたその他の県債も含めて減少させていきますが、そのときの財政需要に応じて県民の必要なニーズに応じていけるような形で、発行抑制に努めていきたいと考えております。一方的に減らすということではございません。

亀井委員

そうすると、これから人口減少になるとはいえ、インフラ整備はまた絶対必要になるわけで、その辺のところはしっかりとやっていくというふうなニュアンスで受け止めてさせていただきます。

次の質問に移ります。

次は、財政基金についてちょっと何点かお聞きするんですが、財政状況の著しい変動や大規模な建設事業等への対応、又は年度間の財源の調整を行うために設置するのが財政基金だと、これが財政基金の定義ということなんですが、まず、本県ではどのように活用してきたのか伺います。

財政課長

本県での財政基金の活用でございますけれども、一番初めに御説明した資料の中で、例えば平成24年度に大幅に減っている時期がございます。がくと落ちているところ。これは臨特、いわゆる裁判に負けて、その部分の返還をしなければいけないということになりまして、これは返還が遅くなればなるほど延滞金が加算されるということで、速やかに対応したいということで、平成24年度はこの基金を取り崩して対応させていただいたところでございます。

あと、平成26年度に一旦膨らんで27年度で減少している部分がございますが、これにつきましては、平成27年度の予算を編成するに当たりまして、どうしても財源が確保し切れなかった部分がございます。平成26年度、先ほど来のいろいろ答弁の中にもございましたけれども、例えば不用県有財産がかなり大きく高値で売れたといったような部分がございます。平成26年度の財源を27年度に活用するために一旦この基金に積んで、27年度にそれを活用させていただくという整理をさせていただいたところでございます。

亀井委員

今、臨特税の話が出たんでそれに関連するんですけども、臨特税のときにも基金がなかったらどうなっていました。

財政課長

本当に返還するには延滞利息がかかりますんで、一日でも早く返還したいというところがございます。判決が出たのがちょうど年度末だったというところもございまして、使える財源がなかったのがこの基金を使って対応したということでございます。もし基金がなければ、赤字決算を打たざるを得なかったのではないかと考えてございます。

さらに申し上げますと、本県の場合、赤字額が650億円を超えると財政再生団体入りのおそれもあったと認識しているところでございます。

亀井委員

そうすると、財政再生団体、今650億という数字も出ましたが、これからやっぱり計画的に財政基金というのは積んでいかなければいけない一つの基金だなと思うんです。そのときに、どういう目標でこの基金を積み立てていくんですか。たくさんあればいいという話じゃないし、なければ今みたいな話になりますから、どのような思想でこの基金に取り組んでいくか。

財政課長

基金の適正規模ということを考えますときに、やはりその時々々の経済状況がございまして、あと本県の歳入歳出の状況もございまして。いろいろ状況はその時々異なるので、なかなか一概に言うのは難しいんですけども、一つの目安として考えていたのは、本県の財政健全化法で財政再生団体入りとなるような水準、これの実質赤字額は、およそ700億円程度赤字が出ると財政再生団体入りのおそれが出てくるということなので、このレベルを一つの目安としては考えているところでございます。

また、さらに過去には税収が急に2,000億以上落ち込んだような年もございました。そういうことを考えますと、じゃ、700億で足りるのかというところもございましてけれども、やはり安定した県財政の運営を担保して、不測の事態があっても対応できるよう、一定程度の積み立てを考えていきたいと考えております。

亀井委員

そうですね。たくさんあればいいわけじゃなくて、少なくとも駄目だし、言わばとんとんが一番いいのかなという。たくさんあれば、それだけ県民の皆さんに何かして差し上げることもできますから。その辺のところはしっかりと財政基金の管理ですね、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問なんですけど、プライマリーバランスの推移についてちょっとお聞きしたいんですね。これは最後ですから一問だけお聞きして終わります。

プライマリーバランスというのは、定義から言うと、世代間の受益と負担の関係を表す指標だよということが書いてございますね。プライマリーバランスというのは、公債費マイナス県債だということになります。先ほど課長からもお話あったように、プラスになると現役世代の負担が大きくなるんですね。マイナスになると将来世代の負担が大きくなる。今まではずっとマイナスだったんで、将来世代にそんなに借金を背負わせていいのかというふうな議論になってきていて、こここのところ数年、前倒しで黒字化が達成できたということですね。良かったねという話になっているんですけども。

でも、今の話を前提にすると、要するにプラスになればそれでよしというものではないんですね。今後、県がプライマリーバランスプラスを目指すというのであれば、どういう思想を持って目指しますか。

資金・公営事業組合担当課長

プライマリーバランスは黒字化を今達成してございます。ただ、今後も新た



な財政需要が見込まれることから、県債の発行が必要になってくる場合も出てきます。そういったこともございますので、基本的にはプライマリーバランスの黒字化を継続していきたいというふうに考えてございます。

亀井委員

私の質問はちょっと違うんです。もちろんプラスを続けていくことは確かにいいんですよ。だけど、どのようにプラスを継続していくかというところですよ。プラスになり過ぎても駄目だと思うし、私は。マイナスになり過ぎても駄目だと思うしね。その辺の思想のところを聞いているんですが、どうですか。

財政部長

私ども、県債の管理におきまして究極の目的というのは、公債費が減少する姿かと思っております。今現在、借金を返す公債費は右肩上がりに増える一方、これを最終的には減らすところに持っていきたいわけなんですけれども、そこに至るまでには、まず先ほど申し上げました平成 35 年の県債残高であります。残高を減らしていかないと公債費は減りませんので、減らさなければいけない。残高を減らすための途中の道筋として、プライマリーバランスの黒字というのがございます。プライマリーバランスが黒字になること自体は、決して最終目的ということではなくて、公債費を減らしていくための途中経過の一つに過ぎないこととございます。

何となれば、プライマリーバランスは、さっき申し上げましたように、公債費と県債の比較でございますので、例えば、県債の発行抑制を仮に一生懸命やらなかったとしても、過去に県債を大量発行した時期があつて、公債費が増えてしまえば、結果的にプライマリーバランスはプラスになるということとございますので、それ自体が決してゴールではないと思っております。

ですが、逆に、県債残高を減らしていくためには必ず通らなければいけない道であると、通過点を今回一応達成できたという理解でございますので、まずは最終的には公債費の減少に向けてプライマリーバランスの黒字も引き続きずっと維持してまいりたいと、このように考えてございます。

亀井委員

そのような思想をちょっとお聞きしたかったんですけども、是非この辺も、先ほどのとんどの話じゃないですけども、その辺のバランスをとった上で、推移をしっかりと管理していただきたいと要望して、質問を終わります。